

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している	○	横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か		現行の手段でよい	○	一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要があるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか		達成している (90%以上)	○	おおむね達成 (70~90%未満)	達成していない (70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度	○	重要かつ高い貢献度がある		一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し		適正	○	負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持			○	
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	精神障害者の保健及び福祉に関する総合的な施策のうち、障害福祉サービス（精神障害者分）の障害者支援区分認定調査や支給決定、また地域生活支援の充実に関する様々な事業により、精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動へ参加することができるように支援を行う義務があるため。
見直し・改善内容	<p>地域生活支援ルーム事業については、地域に精神障害者が利用できる障害福祉サービス事業所も増加し、当初の目的を達成したため令和元年度で終了とした。</p> <p>精神障害者ボウリング交流大会に関して継続した取組みが必要である。</p> <p>精神障害者ボランティア育成事業に関しては、委託事業者との協働を行い継続した取組みを続けなくてはならない。</p> <p>令和元年度実施した精神障害者家族支援事業については、令和2年度から精神障害にも対応した地域包括システム推進事業として実施することとした。</p> <p>障害福祉サービスに関することについては、障害者支援課と常に情報共有を図り、連携を促進しなければならない。</p>